

運転ボランティアは、どんな人ですか？

- 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了しているドライバーです。
- 運転ボランティアは、介助ボランティアではありませんので、介助が必要な方は、ヘルパーもしくは、ご家族と同乗して下さい。

万が一、事故が起きたらどうすればいいのですか？

万が一、事故が発生した場合は、すぐに社協（２８６－６９５３）にご連絡下さい。
保険に加入しておりますので、誠心誠意対応致します。

ちょっと聞きたいのですが・・・

Q1：車は、本人しか乗れないのでしょうか？

A1：もし、ヘルパーや家族等介助をされる同乗者が必要な場合は、一緒に乗って頂いても構いません。その際の同乗者の料金は無料です。
本人を除く乗車人数は、１名です。

Q2：退会したい場合は、どうすれば良いのですか？

A2：毎年２月にサービス継続確認のご案内をさせていただきます。継続する意思がない場合には、その旨をお伝え下さい。

Q3：介護保険の要介護度が、要支援１から要介護１に変更となりました。今後も利用できますか？

A3：身体や精神の状態に変化が認められる場合、ケアマネージャー等関係者と相談し、検討させていただきます。なお、安全運行確保が難しいと判断した場合、利用をお断りすることがあります。ご了承ください。

☆運転ボランティアを募集しています！！

68歳以下の方で、普通免許取得後３年以上経過していることが必要です。
ボランティアを始める前に、講習会により福祉車両の取扱いの練習を行いますので
安心して活動出来ます。詳しくはこちらまで↓

～連絡先～ 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会 ボランティアセンター
TEL076-286-6953 FAX076-286-6951

・・・お互いに支え合う町づくりを目指して・・・



移送サービスのご案内

・内灘町福祉有償運送・



内灘町福祉有償運送は、内灘町内にお住まいの方で、バスや電車等公共交通機関の利用が困難な障がい者や、要介護高齢者の外出を支援します。

ハンドルを握るのは、内灘町社会福祉協議会登録の運転ボランティアのみなさんです。



問合せ先

社会福祉法人 内灘町社会福祉協議会
〒920-0267
石川県河北郡内灘町大清台140番地

内灘町文化会館 1F

TEL：076-286-6953

FAX：076-286-6951

E-mail：info@uchisyakyo.jp

どんな人が利用できるのですか？

内灘町に住んでおり、自分でバスや電車等公共交通機関を利用することが難しく、かつ次の事項に該当する人です。

- 介護保険法に規定する要介護認定を受けている人
- 身体障害者手帳をお持ちで障害等級数が1・2級の人
- 療育手帳を持っている人
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- 上記には当てはまらない（要支援、身体障がい者3級以上の人など）が、医師及びケアマネージャー等より、必要性を認められている人
- ※ その際は、「福祉有償運送利用調査依頼書」及びその内容を認める医師やケアマネージャー等の確認書が必要となります。

お金（料金）はどのくらいかかるのですか？

- 年会費（入会費含む）については、以下の通りです。
 - ・年会費は1,500円です。10月以降入会は700円となります。
 - ・毎年、4月1日更新となります。2月に更新のご案内をさせていただきます。
- 利用料金については、
 - ・1キロ単価は250円です。（片道の上限が5,000円です）
 - ※利用料金の始点・終点は社協ではなく、利用者の乗降場所となります。
 - ・送迎料は無料です。
 - ・支払い方法は、口座引き落としとなります。（手数料は、社協が負担します。）
 - ・有料道路代やその他の諸費用においては、自己負担となります。

移送サービスの範囲を教えてください。

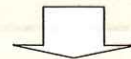
- 移送サービスの範囲は、内灘町、金沢市、津幡町、かほく市です。

利用する際、注意点を教えてください。

- 利用できる日は、月～金曜日です。（土日及び祝日、年末年始は除きます。）
- 月の利用回数は、7回までとなります。（1日1往復は、1回と数えます。）
- ※スーパーなどへの経由は1回につき1か所まで可能です。
- 当日の行き先追加・変更は出来ません。
- 利用時間は、午前9時～午後5時です。

利用するには、どうしたらいいですか？

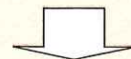
- ① 相談 まずはお電話か、社協に来て頂きお話を聞かせて下さい。
（ご本人がご無理でしたら、ご家族の方でも結構です。）



- ② 登録 「福祉有償運送利用登録申請書」に必要事項を記入して、社協に提出して下さい。※用紙は社協にあります。



- ③ 決定 「利用登録証明証」が、本人宛に届きます。
※ 翌月、年会費を口座引き落としさせていただきます。



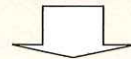
- ④ 申込 下記の休日を除く3日前までに、利用したい日時を社協に伝えて下さい。最長2か月後まで予約可能です。
受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時～午後5時です。
※ 送迎希望時間は原則固定して頂きます。
※ 土日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、受付していません。
※ 利用希望日時が、変更及び取り消しになった場合は、必ずご連絡下さい。
無断キャンセルの場合、500円頂きます。



- ⑤ 調整 社協は、運転ボランティアと車両を調整します。
※ 状況（気象条件、予約状況等）によっては、要望に応じられない場合もあります。
そのような場合のみ、ご連絡させていただきます。



- ⑥ 利用 運転ボランティアが、お迎えに行きます。



- ⑦ 支払い 翌月、利用料金を口座引き落としさせていただきます。
※手数料は、社協が負担します。

苦情窓口

利用に関する苦情については、ご相談下さい。
苦情受付担当：北口 郁子(286-6953)
第三者委員：小泉 和平、永田 修子
(286-5914) (286-0552)